

糸島市公共施設太陽光発電リース 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

糸島市(以下「本市」という。)が所有する公共施設に太陽光発電設備を設置し、平時の電源として利用することにより二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

設置にあたっては、民間事業のノウハウ、技術力を活用したリース方式によるものとし、設備設計、工事等に関する一括提案を受け、価格のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等の点から最適な受注候補者を選定するため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施する。本要領は、受注候補者の選定にあたり必要な事項を定めるものである。

なお、本件は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「環境省交付金」という。)を受け、本市が交付する公共施設太陽光発電リース設置補助金(以下「補助金」という。)を活用して実施する。

2. 概要

- (1) 件名 糸島市公共施設太陽光発電リース契約
- (2) 履行場所 糸島市消防署志摩出張所(福岡県糸島市志摩初30番地)
- (3) 履行期間 ①太陽光発電設置工事等 契約の日から令和6年12月28日まで
②太陽光発電リース期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- (4) 内容 別に定める「糸島市公共施設太陽光発電リース仕様書」のとおり
- (5) 契約方法

プロポーザルにより選定した受注候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結に向けた協議を行う。なお、本件は環境省交付金を活用して実施するため、プロポーザルにより選定した受注候補者から本市に対する補助金交付申請を受け、交付決定後にリース契約を締結する。

- (6) 契約金額の支払い

リース料は全60回の分割払い(月払い)とする。なお、補助金を控除せずに計算したリース料期間総額(消費税及び地方消費税を含まない。)から補助金を控除した額に消費税及び地方消費税を加算して契約金額を計算するものとし、契約金額を60で除したときに1円未満の端数が発生した場合、端数分を初回支払額に合算する。

3. 受注候補者選定の方法

公募型プロポーザル方式(提案書及びプレゼンテーションの内容による選定)とする。

4. 本件の見積金額の限度額

リース料総額(60か月分)：2,244,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

※上記金額は、太陽光発電の設置に要する事業費のうち補助対象となる事業費の2分の1にあたる額が補助金として交付され、その補助金額を控除した後の額を基礎として積算されたリース料総額の限度額である。本件の履行にかかる全ての経費を含むものとする。

※補助対象となる事業費は、別表1に定めるものとする。

※提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

5. 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和6年7月17日(水)
参加申込書受付期限	令和6年7月30日(火) 12時必着
参加資格確認結果通知	令和6年8月 5日(月) 17時まで
施設見学	令和6年8月 6日(火) ～ 8月 9日(金) 予定
質問書受付期限	令和6年8月13日(火) 17時必着
質問書への回答	令和6年8月20日(火) 17時まで
企画提案書提出期限	令和6年8月28日(水) 17時必着
プレゼンテーション実施通知	令和6年9月 2日(月) 12時まで
プレゼンテーション実施	令和6年9月 5日(木) 時間は別途通知
受注候補者決定	令和6年9月11日(水)
受注候補者公表、結果通知	令和6年9月12日(木)
契約協議	令和6年9月12日(木) 以降
補助金交付申請受付	令和6年9月12日(木) ～ 9月24日(火)
契約締結	補助金交付決定後

※実施スケジュールの日程等は、変更する場合がある。

6. 参加資格

参加者は、次に掲げる項目をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加者及びその役員が、糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員でない者、ならびに同条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本要領等の公表日から受注候補者選定までの間に、国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされている者、破産法に基づく破産手続開始の申立がなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 糸島市税に滞納がない者であること。
- (6) 本件を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。ただし、本契約を実施する体制に含まれる協力事業者(外部委託等も可)が満たす場合も可とし、企画提案書にその旨を記載すること。

・第一種、第二種もしくは第三種電気主任技術者

7. 参加申込の手続き

- (1) 参加申込関係書類の配布 糸島市公式ホームページから各様式を取得すること。
- (2) 提出書類 …各1部
※参加申し込みをするリース事業者の分を提出すること。
 - ①参加申込書(様式1)
 - ②会社概要書(様式2)
 - ③商業登記の現在事項全部証明書
※申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。
※インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可とする。
 - ④役員名簿(様式3)
 - ⑤糸島市税(法人市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないことの証明書
※申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。
※本市で課税がない場合は不要。
 - ⑥電気主任技術者の資格証の写し(協力事業者が資格を有する場合は、協力事業者を企画提案書の事業実施体制図に明示し、企画提案書の提出時に資格証の写しを提出すること)
 - ⑦太陽光発電設備設置に関する実績書(様式4)及び契約書の写し等
※実施体制に含まれる施工管理者(下請事業者を含む。)が有する実績でも可。
※合計で主要な5件までを記入すること。
 - ⑧誓約書(様式5)
- (3) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る)
- (4) 提出期限 **令和6年7月30日(火) 12時必着**
※持参する場合は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分から17時まで。ただし、上記の日は12時まで。
※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。
- (5) 参加資格の確認結果
参加資格の確認結果は、令和6年8月5日(月)17時までに電子メールで参加申込者に通知する。
- (6) 参加辞退
プロポーザル参加を辞退する場合は、辞退書(様式6)を提出すること。
なお、辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。

8. 施設見学

- (1) 見学可能期間
令和6年8月6日(火)から8月9日(金)まで
※8時30分から17時までの間で設定する。
- (2) 参加可能な者
本市が参加資格を確認した参加申込者
- (3) 見学の申込
施設見学を希望する者は、「7. 参加申込の手続き(4)提出期限」の日までに電子メールで申し込むこと。また、希望日及び希望開始時間、所要時間を記載すること。希望日等が他の参加申込者と重複する場合は、本市が指定する日時とする(相談応)。
なお、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止する場合がある。

9. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本件にかかる説明会は開催しない。質問がある場合は質問書(様式7)を提出すること。
なお、電話またはファクス、口頭、電子メール本文での質問は受け付けない。

- ・ 質問受付期限 **令和6年8月13日(火) 17時必着**
- ・ 提出方法 電子メールに添付して送信

(2) 質問に対する回答

回答は、電子メールにて随時、質問者へ行う。また、全質問に対する回答を一括し、糸島市公式ホームページにおいて令和6年8月20日(火)17時までに質問者を匿名にして公表する。なお、質問への回答は、本要領や仕様書に記載する内容への追加・変更として扱う。

10. 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知書を受領した者(以下「提案者」という。)は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書の提出について(様式8)…1部

※代表者職印を押印すること。

②企画提案書…正本1部、副本5部

※「11. 企画提案書の作成方法」に沿って作成すること。

③見積書…1部

※見積書(作成例)を参考に、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載すること。

※見積書の様式は任意とし、金額については、消費税及び地方消費税を含まない価格、消費税及び地方消費税を含む価格の両方が分かるように記載すること。

※見積額は、本市から交付予定の補助金相当額を記載し、その額がリース料の積算から控除されていることがわかるように明記すること。

※「〇〇一式」ではなく、内訳が分かるように記載すること。

※見積金額の限度額内での提案を行うこと。

※金額の訂正は不可とする。その他の記載事項を訂正する場合は、①で押印したものと同一印を該当箇所に押印すること。

④電気主任技術者の資格証の写し(協力事業者が資格を有する場合。参加申し込みの際に提出済の場合は提出を要しない。協力事業者を企画提案書の事業実施体制図に明示すること)

(2) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る)

(3) 提出期限 **令和6年8月28日(水) 17時必着**

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分から17時まで。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

11. 企画提案書の作成方法

(1) 基本事項

- ア 企画提案書は「糸島市公共施設太陽光発電リース仕様書」の内容を踏まえて作成し、「評価基準」の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。
- イ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ウ 原則としてA4サイズ両面印刷とし、縦向き、横向きは問わない。A3サイズの資料を添付する場合は、A4サイズに折り込むこと。
- エ ページ番号を付すこと。ページ数の制限は設けないが、簡潔にまとめること。
- オ 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和6年度糸島市公共施設太陽光発電リース」と記載すること。
- カ 企画提案書はフラットファイルに綴じ、正本1部、副本5部を作成し、正本は表紙に提案者の社名を記載し、副本には記載しないこと。
- キ 正本を除き、提案者の社名及び社名を類推できる表現等を入れず、社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については資格証の写しを提出している人も含め「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、社名を特定できないように留意すること。

(2) 企画提案書の内容

下記の内容について必ず記載すること。

①設備の設置方針

※設備の設置方針は、(3)参考資料に示す書面及び施設見学により検討すること。また、環境省交付金を活用するため、交付金の交付要件等に基づいたシステムとすること。

ア 提案の基本方針、設備の概要

イ 太陽光発電設備の容量(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、パワーコンディショナの定格出力の合計値)

ウ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)

エ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(kg/m²、基礎、パネル重量込み)及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮した安全性を示す数値

オ 発電量、自家消費量、電気料金、二酸化炭素排出削減量のシミュレーション

※二酸化炭素排出係数は0.462kg-CO₂/kWh(九州電力株式会社の令和4年度実績値)を使用すること。

※提案した太陽光発電設備の容量は原則として変更を認めない。ただし、リース事業者の選定後は必要に応じて現地調査を実施することを認めることとし、調査の結果、施設の設置容量が減る場合に限り、本市との協議のうえ決定することがある。

カ リース期間中における太陽光発電設備のメンテナンス

※動産保険への加入及びメーカー保証を最低限担保するとともに、可能な措置があれば提案すること。

②事業実施体制図

※リース事業者、施工管理者等を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示すもの。

※電気主任技術者が下請事業者に属する場合は、体制図に含めること。

③スケジュール案

④事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(3) 参考資料

検討にあたっては以下の情報を参考にすること。

- ・別紙1「公共施設太陽光発電設備等設置可能性調査 調査報告書」
- ・別紙2「直近の使用電力量及び契約電力」
- ・別紙3「30分使用量」
- ・別紙4「電気設備竣工図」

12. 選定方法

5名で構成される糸島市公共施設太陽光発電リース選定委員会(以下「選定委員会」という。)が評価基準(別表2)に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。合計得点が同点となる提案者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。ただし、審査にあたっては最低水準を満点の6割とし、最低水準未満の得点の場合は候補者の対象としない。このため、提案者が1者の場合でも審査を行う。

(1) 書類選考による選定

5者より多くの参加申込があった場合は、企画提案書等について書類審査を行い、5者を選定し、選定された5者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

(2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価基準の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。

①場 所 糸島市役所会議室

②日 時 **令和6年9月5日(木)** ※場所・時間は9月2日(月)までに電子メールで通知する。

③時間配分 1者あたり25分(プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内)

④出席者 本件に携わる3人以内とし、リース事業者及び施工管理者は必ず出席すること。

⑤その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の提出順で決定し通知する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、事前提出された企画提案書に基づき行う。

企画提案書提出後に追加資料を提出すること、企画提案書に記載されていない内容の提案は認めない。

- ・プレゼンテーションは、書面による資料及び口頭により行う。
- ・本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

⑥選定結果の通知と公表

選定された提案者及び選定されなかった提案者に対して、審査結果通知書により通知する。なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。審査結果については、本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する者は、選定された受注候補者のみとし、選定されなかった提案者については掲載しない。

13. 契約について

- (1) 受注候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた協議を行う。
- (2) リース契約締結時の仕様書は、糸島市公共施設太陽光発電リース仕様書及びプロポーザルの企画提案の内容に基づく。企画提案において糸島市公共施設太陽光発電リース仕様書に記載のない内容が提案され、本市が有益な内容であると認めた場合は、受注候補者との協議のうえ、リース契約締結時の仕様書に追記する場合がある。
- (3) 受注候補者が契約を締結できない事由が発生した場合または協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち順位が上位であったものから契約に向けた協議を行うものとする。
- (4) 本件は、環境省交付金を活用して実施するため、受注候補者から本市に対する補助金の交付申請書類を提出し、本市が補助金の交付を決定した後に契約を締結する。なお、補助金の交付を受けられなかった場合は、補助金の交付を受ける前のリース期間総額で契約するか、契約しないかの協議を行うものとする。
- (5) 契約に要する一切の費用は、受注候補者の負担とする。

14. 提案者の失格

提案者または受注候補者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、受注候補者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ア 提案資格要件を満たさなくなった場合
- イ 限度額を上回る見積書を提出した場合
- ウ 提出期限までに書類が提出されない場合
- エ 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- オ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- カ 著しく信義に反する行為があった場合
- キ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ク 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- ケ 本件について2案以上の企画提案をした場合
- コ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

15. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合は、糸島市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

【書類提出・問い合わせ先】

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係(担当：矢野、岡)
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
電話番号：092-332-2068(直通) Eメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp

別表1 環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1(交付対象事業費)」

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵扉に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

評 価 基 準

【糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業 糸島市公共施設太陽光発電リース】

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	技術提案	業務内容及び目的に関する理解・知識があるか。	15
2		設備容量は、施設の電力使用状況を十分把握したものとなっているか。 発電量、自家消費量は、電気料金等のシミュレーションは、現実味があり妥当なものであるか。	15
3		設備の設置方法、仕様は適切であるか。 風圧や地震等に耐えうる構造になっているか。	15
4		設備設置に伴う施設及び施設周辺への配慮（騒音、振動、安全対策等）は講じられているか。	10
5	実施体制	管理責任者や担当者等の適正配置、施工業者との連携がなされており、業務を確実に実施できる体制であるか。 設備の効率的な運用に寄与するメンテナンスの提案がなされているか。	15
6		本業務と同種・類似業務の実績があり、問題なく業務の遂行が見込めるか。	10
7		環境省交付金の要綱等で規定される期日までに業務を確実に完了するスケジュールとなっているか。	10
8	見積金額	提案内容に見合った価格設定であるか。	10
合 計			100

評価の目安

配点	非常に 優れている	優れている	標準・普通	劣っている	非常に 劣っている	提案なし
15	15	12	9	6	3	0
10	10	8	6	4	2	0